

議案第 68 号

平成 28 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町議会

議長 小山 典男 様

瑞穂町長 杉浦 裕之

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.98)	— (18.98)	—0.3 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：— 6.99%

連結実質赤字比率：— 9.03%

将来負担比率：— 62.6%

平成28年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成28年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成28年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

平成29年7月25日（火）・26日（水）・27日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額137億2,395万1,830円、歳出総額131億8,291万6,132円で、歳入歳出差引残額5億4,103万5,698円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成28年度は繰越明許費繰越額が5,288万4,000円生じたため、実質繰り越す財源は4億8,815万1,698円となる。

歳入の状況は、収入済額が137億2,395万1,830円で、前年度と比較すると2.27%、金額にして3億520万4,850円の増であり、調定額139億2,904万4,360円に対する収入率は、98.53%である。

収入済額全体の48.48%を占める町税の収納率は97.05%で、前年度の96.09%より0.96ポイントの増である。

町税の不納欠損額は2,143万1,341円で、前年度と比較すると61.46%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億8,436万2,201円で、前年度と比較すると18.23%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が131億8,291万6,132円で、前年度と比較すると0.70%、金額にして9,108万1,625円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は96.12%で、翌年度繰越額が7,409万円生じたので、不用額は4億5,794万4,868円である。

決算額に占めるおもな科目の割合と事業内容は、民生費が全体の36.79%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び臨時福祉給付金等、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び三小児童保育クラブ建設事業等がおもなものである。

次に土木費が15.04%を占め、道路橋りょう費では道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事、交通安全施設設置工事等がおもなもので、都市計画費では、都道179号線仮歩道物件補償費、都市計画道路用地取得・物件補償・築造工事、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、公園管理委託料等がおもなものである。

次に総務費が14.90%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金等がおもなものである。

次に、教育費が11.97%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、臨時雇賃金、小学校費では、三小給水管布設替工事、四小校庭芝生化工事、社会教育費では、郷土資料館及び耕心館の指定管理者委託料、武道館耐震補強等工事、中央体育館耐震補強工事等がおもなものである。

以下、衛生費10.58%、消防費4.99%、公債費3.20%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成28年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。特に、小・中学校7校のうち6校目となった四小の校庭芝生化工事は、従前通り都の補助金対象経費の100%充当できた点は大変評価できる。今後も、将来を担う子どもたちのために、教育環境の整備とともに、フューチャースクール等学力向上に向けた教育施策も、引き続き実施していくことを望む。さらに、三小学童保育クラブ建設は、子育て環境の支援として、クラブ機能の集約化、児童への質の高い保育の提供及び利用者の利便性の向上を望む。

また、防災施設の整備充実として、約5,800万円で、石畑防災広場の整備を行った。この事業においても、防衛省からの交付金を活用して整備されたこと、そして、災害時における災害負傷者への応急的医療活動拠点として活用することや、平常時には、住民の憩いの場などとして有効に活用されるよう整備されたことは高く評価できる。今後も、他の防災施設等との連携を強化するなど、防災体制のさらなる強化、充実を望む。

そして、新庁舎建設に関しては、引き続き、住民サービスの向上につながる公共施設にするとともに、防災機能、防災本部機能を備えた新庁舎となるよう、適正な建設計画と資金計画のもと早期の実現を望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月25日に受けたため、7月27日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

平成29年8月4日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 高 水 永 雄